

広島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十一号

広島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

広島県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十五年広島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

			改正後	改正前
4	名称 (略)	処理区 区域	<p>(公営企業の設置)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>(法の適用)</p> <p>第二条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第二条第三項及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第一条第二項の規定により、流域下水道事業に法の規定の全部を平成三十一年四月一日から適用する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(公営企業の設置)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 広島県土地造成事業（以下「土地造成事業」という。）</p> <p>四 (略)</p> <p>(法の適用)</p> <p>第二条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第二条第三項及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第一条第二項の規定により、土地造成事業に法の規定の全部を昭和四十九年六月五日から適用し、流域下水道事業に法の規定の全部を平成三十一年四月一日から適用する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 土地造成事業においては、次に掲げる事業を行う。</p> <p>一 工場、住宅、流通業務施設及び公共施設の用地として土地を造成し、供給する事業</p> <p>二 前号に規定する事業に関連する施設の整備事業</p> <p>三 前二号に掲げる事業に係る土地等の資産を有効に活用する事業で管理者が別に定めるもの</p>
5	名称 (略)	処理区 区域		

(略)	芦田川流域 下水道	(略)
(略)	芦田川 処理区	(略)
(略)	尾道市、福山市及び 府中市の一部	(略)

(略)	芦田川流域 下水道	(略)
(略)	芦田川 処理区	(略)
(略)	福山市及び府中市の 一部	(略)

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。